

平成20年 6月 5日

連絡先 総務部 予算調整室

電話 (059)224 - 2216

平成20年度 6月補正予算について

今回の補正予算は、福祉医療費助成制度の改正による補助対象の拡大等に伴うものや指定管理期間満了に伴う債務負担行為の設定について、所要の措置を講じるものです。

[変更後の予算規模]

(単位：千円、%)

	19年度最終 予算額	20年度 現計予算額	6月補正額	補正後累計	伸び率	
					/	/
一般会計	686,544,011	723,352,541	194,869	723,547,410	5.4	0.0
特別会計	24,040,931	25,336,641	-	25,336,641	5.4	0.0
企業会計	64,259,612	70,506,974	-	70,506,974	9.7	0.0
合計	774,844,554	819,196,156	194,869	819,391,025	5.7	0.0

一般会計の内容

194,869千円

1 歳入の主要点

基金繰入金

194,869千円

財政調整基金から194,869千円を繰り入れる。

2 歳出の主要点

福祉医療費助成制度の改正

194,869千円

乳幼児医療費補助金については、補助対象年齢を4歳未満から義務教育就学前までに拡大し、障がい者医療費補助金については補助対象に精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院分医療費を新たに追加し、一方で、乳幼児、障がい者及び一人親家庭等医療費補助金において入院時食事代を補助対象外とする制度改正を行う。

3 債務負担行為の主要点

三重県交通安全研修センターの指定管理に係る協定

(期間：平成20年度～平成23年度 限度額：125,904千円の債務負担行為を設定)

三重県交通安全研修センターの次期指定管理者の選定等に伴う債務負担行為の設定。